

## 第9回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 9月 5日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

2番 星野 芳 寿	3番 遠 西 美 子
5番 遠 藤 由 理 子	6番 宮 下 庄 吉
7番 高 井 武 男	8番 生 方 芳 光
9番 萩 原 正 道	10番 中 村 順 子
11番 金 井 繁 行	12番 星 野 博 一
13番 井 上 正 文 (会 長)	14番 牛 口 長 明
15番 小 林 由 喜 子	15番 小 林 由 喜 子

### ・欠席

1番 白 石 淳 一

### ・遅刻

4番 石 井 武 久

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後1時29分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
本日、1番 白石淳一委員より欠席の届出が、4番 石井武久委員より遅刻の届出がございました。  
在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。  
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分  
まず、議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、2番 星野芳寿委員 3番 遠西美子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時30分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。  
  
下記について報告  
(1)農地法第3条の3の規定による届出について  
(2)制限除外の農地移動について  
  
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後1時32分  
議案第43号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

7番委員

これは、先ほどの計画変更の案件ですが、計画変更をしないと5条の申請はできないのでしょうか。

事務局次長      もともと違う目的で許可を受けているものになりますので、計画変更が必要となります。

7番委員          違う人に売買する場合も同じでしょうか。

事務局次長      計画変更で対応しています。場合によっては取消ということも考えられますが、計画ができている場合は計画変更としています。

7番委員          わかりました。

議長              続きまして3番

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第41号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長              「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第45号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明    1件

事務局員          (議案内容説明)

議長              説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長 確認したいのですが、ミョウガを栽培している人は賃借人の方になるのでしょうか。

事務局 そうなります。

議長 無いようですので、お諮りいたします。  
議案第45号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第45号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第46号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

7番委員 2-1について、賃貸料が10アール当たり5万円となっていますが、この金額で正しいのでしょうか。

6番委員 いいですか。

議長 どうぞ。

6番委員 この件については私も関わっているのですが、5千円の間違いです。

議長 わかりました。念のため、事務局でも確認をお願いします。

事務局 わかりました。

議長 金額ですが、10アール当たり5千円ということで、訂正をお願いします。

その他ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第46号については、計画(案)のとおりこれを決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第46号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおり決定し、市長に回答いたします。

次に議案第47号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、計画(案)のとおりこれを決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第47号「農用地利用配分計画（案）について」は、計画（案）のとおり決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時04分

6. 協議事項

なし

7. 連絡事項

- (1) 令和4年度農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見について
- (2) 農業振興船津賞候補者推薦について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉 会

終了 午後2時17分